

## 鹿沼市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者に係る監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫武男

### 記

#### 1 監査の期日

平成30年11月27日

#### 2 監査の対象

対象施設	鹿沼市民情報センター、鹿沼市文化活動交流館
所管部課	教育委員会 生涯学習課
指定管理者	宮ビルサービス株式会社

#### 3 監査の範囲

平成30年度における上記の施設管理に関する出納その他の事務の執行状況

#### 4 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに所管部課及び指定管理者から施設の管理状況についての説明を聴取し、指定管理者の指定の手続き及び施設の管理並びに出納その他事務処理が適正かつ効率的になされているかどうかの主眼をおいて実施した。

#### 5 監査の結果

指定管理者の指定までの手続については、地方自治法第244条の2及び鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、適正に行われていた。

また、指定管理者による施設の管理状況及び出納その他事務処理は、業務仕様書、基本協定書等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。なお、事務上の

軽微な事項及び備品等の維持管理については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

以下、対象団体の指定管理対象事業の概要について記述する。

鹿沼市民情報センターは、平成 11 年 11 月 1 日、文化ゾーンの一翼を担う施設として建設された。各種会議室、ホールがあり、各検診事業、会議、市のイベントと、幅広い年齢層の利活用がある。

鹿沼市文化活動交流館は、平成 14 年 10 月 26 日に開館した。多目的創作工房、ギャラリーを備え、広く市民の作品等の展示が行われている。郷土資料展示室には、ユネスコ無形文化遺産に登録された「鹿沼秋祭り」の主役である彫刻屋台のうち 2 台と、鹿沼市特産の「麻」を知るコーナーが展示されている。

平成 26 年 4 月 1 日から特例による指定管理者として、宮ビルサービス(株)が前期間に引き続き施設の管理及び運営を行っている。今期間は、平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

なお、平成 30 年度の指定管理料、鹿沼市民情報センターが 52,596,000 円、鹿沼市文化活動交流館が 14,202,000 円である。

## 6 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。